

埼玉県報

第 2 6 5 2 号 平成26年12月5日 金 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(利根地域振興センター)
- 生徒用机・椅子・机天板(東部地区)に関する落札者等の公示(入札課)
- 生徒用机・椅子・机天板(西部地区)に関する落札者等の公示(入札課)
- 生徒用机・椅子・机天板(南部地区)に関する落札者等の公示(入札課)
- 生徒用机・椅子・机天板(北部地区)に関する落札者等の公示(入札課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(共助社会づくり課)
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 所沢都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 〇川口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)

埼玉県告示第千五百五十号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

tp://www.saitamaken-npo.net/)) 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 〇情報ステー した日から二月間、 の属する事業年度 ション (ht

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めぐみ

三 代表者の氏名

牌良 学

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市南台三丁目三番十五中村ビル1F

五 定款に記載された目的

とする。 社会づくりを推進する事業を行い、 この法人は、 埼玉県におい ζ 人間とし 魅力ある老人福祉社会に寄与することを目的 ての尊厳を保ち、 希望をもって生きる

埼玉県告示第千五百五十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す により、

おいて備え置く方法並びにインター 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター 及び翌事業年度 なお、 ション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の の事業計画書及び活動予算書を、 ネットを利用する方法 (埼玉県NP 申請書を受理 変更の日 した日から二月間、 の属する事業年度 東松 〇情報ステ 山事務所に

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人萌友

三 代表者の氏名

髙澤 征四郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字前河内三百二十番地三

五 定款に記載された目的

青少年ボランティア活動の推進事業を行い、 この法人は、 知的障害者、 高齢者及び高齢痴呆障害者に対しての生活支援及び 保健、 医療又は福祉の増進を図り、

地域社会の利益・発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百五十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センター 及び翌事業年度 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の の事業計画書及び活動予算書を、 により縦覧に供する。 申請書 変更の日 『を受理』 におい した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉ファー ム里山

三 代表者の氏名

山本 量彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字笹山五百八十番地三

五 定款に記載された目的

ıΣ́ この法人は、 障害者の自立に関わる必要な環境を整え、 知的 精神障害者等に対する生活支援及び就労支援を行うことによ もって社会福祉の増進に寄与する

ことを目的とする。

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県告示第千五百五十三号

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

- 1 購入等件名及び数量生徒用机・椅子・机天板(東部地区) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額 13,299,854円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年8月12日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県告示第千五百五十四号

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

- 1 購入等件名及び数量生徒用机・椅子・机天板(西部地区) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額 9,971,985円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年8月12日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県告示第千五百五十五号

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

- 1 購入等件名及び数量生徒用机・椅子・机天板(南部地区) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社わせだ 埼玉県三郷市大廣戸822番地 3
- 5 落札金額 6,942,369円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年8月12日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県告示第千五百五十六号

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

- 1 購入等件名及び数量生徒用机・椅子・机天板(北部地区) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社わせだ 埼玉県三郷市大廣戸822番地 3
- 5 落札金額 6,570,579円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年8月12日

埼玉県告示第千五百五十七号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十一月二十七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サンライズ・ジャパン

三 代表者の氏名

ファリディ カリド

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央一丁目十四番地八エター ナル春日部四〇五号

五 定款に記載された目的

教育等の 害救援に寄与することを目的とする。 援を行う企業・ この法人は、 改善 の 団体・自治体等と支援先との調整を行い、 ために、日本の先進技術の提供や資金的援助、 国内及び中東・アジア Ó 開発途上国に対して、 国際協力の推進及び災 災害救援活動、 生活環境、 支

埼玉県告示第千五百五十八号

で、 いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百五十九号

で、 いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百六十号

いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百六十一号

いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百六十二号

り自然課において縦覧に供する。 て準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みど 付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項におい さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百六十三号

然課において縦覧に供する。 用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自 受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準 さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百六十四号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

朝霞市

作業種類

公共測量 (航空写真撮影)

 \equiv 作業地域

朝霞市全域

兀

作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

埼玉県告示第千五百六十五号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

川越市

作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

 \equiv 作業地域

川越市全域

兀 作業期間

平成二十六年十月二十七日から平成二十七年三月二十六日まで

埼玉県告示第千五百六十六号

十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である所沢市ら次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

所沢市

作業種類

公共測量 (航空写真撮影)

 \equiv 作業地域

所沢市全域

兀 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月六日まで

埼玉県告示第千五百六十七号

第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 測量計画機関である川越市大仙波地区土地区画整理推進協議会から次のとおり公

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

川越市大仙波地区土地区画整理推進協議会

一 作業 種類

公共測量 (土地区画整理事業)

二 作業地域

 \equiv

川越市大仙波地域

四 作業期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月三十一日まで

埼玉県告示第千五百六十八号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

川口市

作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

 \equiv 作業地域

作業期間 川口市全域

兀

平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十日まで

埼玉県告示第千五百六十九号

準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において 測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の

平成二十六年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

北本県土整備事務所

一作業種類

公共測量 (数値図化)

三 作業地域

事務所管内の一部 (一・七九平方キロメー トル(一級河川元荒川ノ鴻巣市三ツ

木地内外、鴻巣市郷地地内外))

四 作業期間

平成二十六年九月二日から平成二十七年二月二十七日まで

埼玉県告示第千五百七十号

画課において縦覧に供する。 する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計 けたので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用 所沢市から所沢都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受

平成二十六年十二月五日

埼玉県告示第千五百七十一号

て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第 川口市長から川口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、

平成二十六年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百七十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月二十三日

指令川建セ第二六〇〇二七〇号

一検査済証番号

平成二十六年十一月二十八日

川建セ第二六〇一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字角泉脇三百六十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字下伊草三百七十八番地二

猪鼻 俊之

埼玉県川越市石原町二丁目四番地十五

猪鼻光

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百八十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年四月十四日

指令川建セ第二六 一 号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月一日

川建セ第二六・一一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字下八一八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町四番地五 ヴェルジェ メゾンEー 号室

上武史

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百八十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年十一月十二日

指令川建セ第二六 四六二号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月一日

川建セ第二六・一一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一七番一、一七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目六番一九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 山本重穂

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百八十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年五月二十六日

指令川建セ第二五〇一四七一号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月二日

川建セ第二六〇一一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字裏屋敷千二百四十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字江綱千二百四十七番地

渡辺 寛子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十六年十一月二十六日

指令越建セ第二六〇〇一二一号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月二日

越建セ第三五五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原二百七十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼 玉 県南埼玉郡宮代町字姫宮二十二番地 兀 プラン ドー ル 姫宮 A \bigcirc

野口 雄太郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十六年十月二十四日

指令越建セ第二六〇〇四一〇号

一検査済証番号

平成二十六年十二月二日

越建セ第三五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代 町和戸一丁目二千百二十二番八、 二千百二十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

埼玉県選管告示第七十八号

場合を含む。) の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による る法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関す の異動の届出があった。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成二十六年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

地立行政法人地域医療機能推進機構 特玉メディカルセンター 附属介護老 人保健施設 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁 埼玉社会保険介護老人保健施設 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁 特玉社会保険介護老人保健施設 「埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁 地立行政法人地域医療機能推進機構 「埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁 地立行政法人地域医療機能推進機構 「埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁	旧	新	旧	新	
埼玉県さいたま市浦和区北浦和四 所 在 地		附能 属推 介進	埼玉社会保険病院	埼玉メディカルセンター独立行政法人地域医療機能推進機構	設
号いたま市浦和区北浦和区北浦和五四	目 埼 二番県 七 さ		目 埼 九 玉 票 三 さ		
市 浦和 和 区 北 浦和 五	号 い た ま 市 浦 和		号 い た ま 市 浦 和		所
区 北 湘 浦 和 五					在
_ _		区北浦和五	区北浦和四丁		地